

# 重要事項説明書

【通所介護】  
【介護予防通所介護】  
【第1号通所事業】

社会福祉法人 瑞光会  
瑞穂デイサービスセンター

瑞穂デイサービスセンター  
重要事項説明書

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業概要

事業者名称	社会福祉法人 瑞光会
事業所名称	瑞穂デイサービスセンター
主たる事務所の所在地	東京都江戸川区瑞江 1 丁目 3 番 12 号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	小川 実
電話番号	TEL03-3679-3759

2. ご利用事業所

指定番号	1273400471
所在地	千葉県袖ヶ浦市野里 1452-2
電話番号	0438-60-5586

3. 事業の目的と運営方針

要介護状態又は要支援状態にある方に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事の出来るよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行う事により、社会的孤立の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図る事を目的とする。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従事者の職種	員数	勤務体制
生活相談員	1 人 (常勤 1 名以上)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 1 名
看護師 兼 機能訓練指導員	1 人 (常勤 1 名)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 1 名
介護職員	6 人 (常勤 4 名・非常勤 2 名)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 6 名

5. 営業日：月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、祝日とする。  
ただし 12 月 30 日～1 月 3 日を除く。

営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (サービス提供時間：午前 9 時 15 分～午後 4 時 15 分)